令和７年度決算を認定

令和７年度渋川市一般会計、７つの特別会計、２つの企業会計を３日間かけて決算特別委員会で審査を行いました。

自立支援給付事業

22億2341万円

事業内容　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供



後期高齢者医療療養給付費



10億9627万円

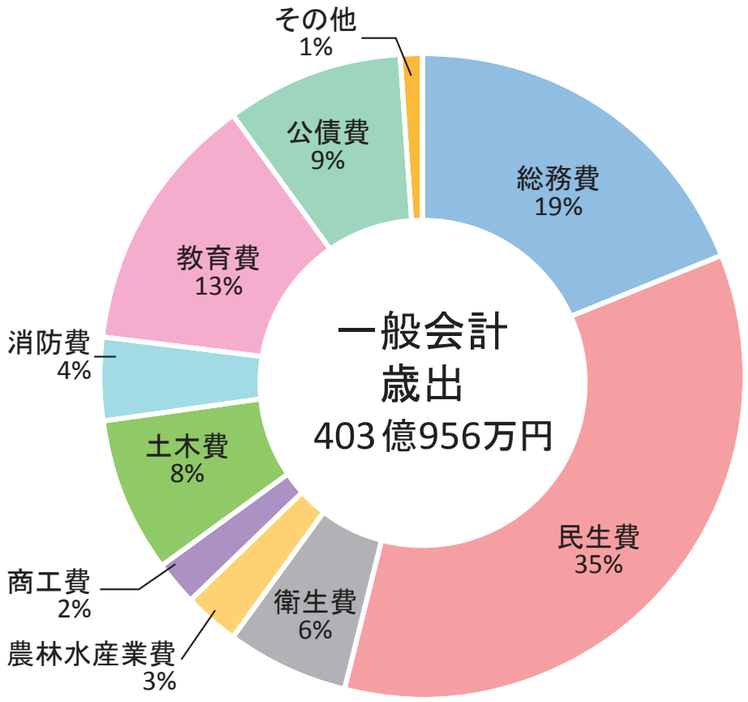
事業内容　後期高齢者に係る医療費（窓口負担を除く）の12分の１相当額を負担

教育・保育給付事業

18億7290万円

事業内容　民間教育・保育施設等に対し、教育・保育に要する費用を負担





児童手当支給事業

11億7589万円

事業内容　すべての子どもの育ちを支援するため、児童手当を支給



生活扶助費等給付事業



11億2602万円

事業内容　生活保護法に基づき、被保護世帯の自立や更生のための援助を実施

古巻公民館整備事業

10億5322万円

事業内容　本体工事・駐車場工事完了と整備に伴う備品購入

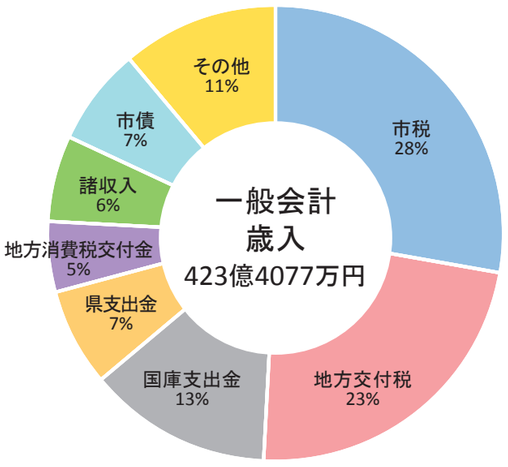


			歳　入	歳　出
一般会計			423億4076万5965円	403億955万2668円
特別会計	国民健康保険		84億3300万5751円	84億799万2419円
	後期高齢者医療		14億6786万3877円	14億6224万9615円
	介護保険		93億1281万4610円	92億2078万4098円
	農産物直売事業		240万5895円	240万5895円
	伊香保温泉観光施設事業		2億5955万1832円	2億3486万8538円
	小野上温泉事業		806万8701円	750万2208円
	交流促進センター事業		722万6214円	722万6214円
企業会計	水道事業	収益的収入・支出	20億1143万6092円	19億937万8659円
		資本的収入・支出	2億7870万4762円	10億9907万4300円
	下水道事業等	収益的収入・支出	25億1070万5021円	25億4927万8631円
		資本的収入・支出	19億5793万7547円	25億1930万5463円

一般会計　＋　特別会計　＋　企業会計

403億円＋193億円＋80億円＝676億円はどう使われたか？

決算審査の様子は６ページで詳しく紹介します



令和7年度 決算の審査

令和7年度渋川市一般会計決算、各特別会計決算は全会一致で原案のとおり認定しました。決算特別委員会での主な質疑の内容は次のとおりです。

▲議案審査の映像はこちらからご覧ください

一般会計

ネーミングライツ収入

質疑 ネーミングライツ対象施設とその収入金額は。

答弁 瑞穂建設スタジアム（総合公園陸上競技場）55万円、宮田商会武道館渋川（渋川市武道館）66万円、木暮組スポーツパーク赤城（赤城総合運動自然公園）44万円、JESCOアリーナ渋川（子持社会体育館）66万円です。

空家活用等支援事業

質疑 空き家解体事業補助金を受けて空き家が解体された土地の活用状況は。

答弁 アンケート結果によると、再建築による自己管理が8件、駐車場として自己管理が2件、売却が6件、地主への返却が2件、農地への転用が2件、未定14件、合計34件です。

公共交通で行くしぶかわエコ旅応援キャンペーン事業

質疑 事業の実施効果は。

答弁 9月からの第1弾、1月からの第2弾で合計91日間実施し、837人が利用しました。付与した渋Payポイントの総額は251万1000ポイントで、そのうち利用は239万7490ポイントです。

住宅エコリフォーム支援事業

質疑 補助申請のあった工事の内訳は。

答弁 屋根のふき替え・塗装14件、外壁の張り替え・塗装31件、サッシ等の取り付け・交換40件、内装の張り替え・塗装等8件、給排水・衛生設備工事76件、空気調和設備工事2件、電気設備工事1件です。

あおぞら美術館推進事業

質疑 事業が完了したが、予算額1320万円に対し、約500万円の不用額が生じた理由は。

答弁 市道駅前通り線における彫刻の台座の基礎工事を、歩道舗装補修工事に併せて実施したことにより、費用が削減できたことが大きな要因です。


市道駅前通り線を彩る彫刻

特別支援教育支援員配置事業

質疑 当初予算から約358万円増額補正したにもかかわらず、約551万円の不用額が出た理由は。

答弁 支援員の報酬に関し、年度当初に予定していた配置ができず、年度途中の任用が9人いたことや、号給差の差額が生じたためです。

特別会計

介護保険特別会計

特別徴収・普通徴収保険料

質疑 特別徴収保険料現年度分の支払い人数、収入後の還付未済の人数は。また、普通徴収保険料現年度分の支払い人数は。

答弁 特別徴収保険料現年度分の支払いは2万4869人、収入後の還付未済は214人です。また、普通徴収保険料現年度分支払いは1998人です。

国民健康保険特別会計

子育て世帯支援事業

質疑 国保加入世帯の子どもの均等割相当額を支給する事業だが、昨年度の対象世帯数や申請者数は。

答弁 658世帯を見込み、申請は606世帯、人数は未就学児228人、7歳から18歳までが810人です。

国保あかぎ診療所

質疑 あかぎ診療所の在り方検討委員会の開催状況は。

答弁 在り方検討委員会は昨年度は開催していません。


利活用が待たれる国保あかぎ診療所

交流促進センター事業特別会計

質疑 SUNおのがみなどの稼働していない施設の維持管理に毎年約700万円掛かっている。今後の方向性や進ちょく状況は。

答弁 令和5年度から令和7年度にかけて無償譲渡の公募を2度行いましたが、譲渡に至りませんでした。今後の方針については、あらゆる可能性を排除せず、譲渡を受ける法人の利益となる方法を検討しています。

※地方自治法第１３２条：普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。
※渋川市議会会議規則第１５１条：議員は、議会の品位を重んじなければならない。

全議員の市税の納税状況に関する証明書の公表

山内議員が市税等を滞納し差押処分を受け、議会に対する市民の信頼が大きく失墜したとして、信頼回復に努めるため、全議員が納税状況に関する証明書を任意提出により公表することを３つの会派が要求し、議員全員協議会で協議しました。個人情報の問題や、宣誓書で足りるとの反対意見があり、８人の議員が退席した中で採決し、全会一致で次のことを決定しました。

①各議員に無処分証明書（過去3年以内に市税の滞納処分を受けたことがないことを証明するもの）、滞納のない証明書（納期限を経過している市税の滞納がないことを証明するもの）の任意提出を求めること

②証明書を提出した議員の氏名や処分の有無および滞納の有無を公表すること

③公表は議会だよりや市議会ホームページへの掲載、議長記者会見にて行うこと

証明書等の提出状況一覧

○：提出

	中澤　功史	埴田　裕之	高野　佳美	髙澤　幹	福島　丘泰	後藤　弘一	反町　英孝	板倉　正和	田村なつ江	田中　猛夫	山内　崇仁	田邊　寛治	安カ川信之	加藤　幸子	茂木　弘伸	須田　勝	望月　昭治	角田　喜和
無処分証明書(過去３年間に滞納処分がないこと)	○		○		○	○	○	○					○	○	○			○
滞納のない証明書(現在滞納がないこと)	○		○		○	○	○	○					○	○	○			○
宣誓書（過去３年間に滞納がないこと）		○		○					○	○		○				○	○	
宣誓書（現在滞納がないこと）		○		○					○	○	○	○				○	○	

※証明書は納税課で発行されたもので、宣誓書は議員が作成・署名したものです

３人の議員に対し議員辞職勧告決議を提出

９月18日に３人の議員に対し議員辞職勧告決議案が提出され、いずれも賛成多数で可決しました。

山内崇仁議員は「市税等を滞納し複数回の差し押さえを受けたが十分な説明がない件」に対し、須田勝議員と後藤弘一議員は「懇談会でもみ合いの末、互いに傷害罪で告訴した件」に対し、いずれも議会の信頼を損なう行動であったと判断し提出されました。決議の概要は次のとおりです。

山内崇仁 議員

督促等を受けながら市税等の滞納を繰り返し、複数回の差し押えに至ったことは極めて重大である。さらに税の種類や滞納の詳細について十分な説明を行わず、新聞報道をもって市民に対する説明責任を果たしたような認識を示し、その後納得のいく声明を明らかにしていない。こうした一連の行為とその後の不誠実な対応は、議員としての責任意識および政治倫理観を著しく欠くため、本件の重大性を真摯に受け止め、自らの政治的・道義的責任を明確にするため速やかに自らの意思により議員を辞職することを強く勧告する。

須田　勝 議員
後藤弘一 議員

星名建市後援会の開催する懇談会に出席し、懇談会において互いに暴力により傷害を受けたと告訴した。この事件は、新聞等で報道され広く市民の知るところとなった。この告訴は嫌疑不十分として不起訴となったが、両議員の行為は議員としての資格が問われる事件である。また、このことにより市民の市議会への信頼を著しく損なうこととなった。よって、本件の重大性を真摯に受け止め、自らの政治的・道義的責任を明確にするため、速やかに自らの意思により議員を辞職することを強く勧告する。

田邊寛治議員に対する懲罰動議を可決

田邊寛治議員が９月９日の一般質問の中で市長、副市長、教育長および議員等に関する不適切な発言を行ったとして、懲罰を求める動議が提出され懲罰特別委員会が設置されました。

委員会での審査結果は「懲罰を科すべきものと認める。」となり、懲罰処分の種類および内容は「公開の議場における陳謝」とされ、９月18日の本会議の議決を経て田邊議員が陳謝文を朗読しました。懲罰を科することが相当と判断された理由は次のとおりです。

対象となった発言内容は４つあり、いずれも個人に対し否定的な印象や誤解を招く恐れが十分にあり、意見や批判の発表に必要な限度を超えた無礼の発言であって、議会の品位をおとしめるものとして、地方自治法第１３２条※および渋川市議会会議規則第１５１条※に違反すると認めたため。